

岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領

平成十三年七月二十七日

岡山県告示第四百四号

(趣旨)

第一条 この要領は、県が発注する建設工事並びに測量及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の適正な執行を確保するため、建設工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について定めるものとする。

(指名停止事案の報告)

第二条 知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は、有資格業者又はその代表者、代理人若しくは使用人（以下「有資格業者等」という。）が別表各号に掲げる指名停止事由（以下「指名停止事由」という。）に該当することを知ったときは、指名停止事案報告書（様式第一号）を作成し、土木部監理課長に報告するものとする。

(指名停止又は指名留保の決定)

第三条 土木部監理課長は、前条の規定による報告を受け、又は他の方法により得た情報により、有資格業者等が指名停止事由に該当することを知ったときは、速やかに岡山県入札指名委員会（以下「指名委員会」という。）の審査に付さなければならない。

2 指名委員会は、前項の規定により付議された指名停止事案については、速やかに審議し、指名停止の可否及び別表各号に掲げる停止期間の範囲内においてその期間を決定するものとする。ただし、審議に相当の期間を要する等特段の事由があるときは、指名停止の決定があるまでの間有資格業者を建設工事等の入札者として指名しない旨（以下「指名留保」という。）の決定をすることができる。

3 前項の規定による指名停止又は指名留保の期間の始期は、それぞれの決定があった日とする。

4 第二項ただし書の規定による指名留保の期間は、当該有資格業者に対する指名停止の期間に算入する。

(下請負人及び共同企業体に対する指名停止)

第四条 前条第二項本文の規定により指名停止の決定を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で、指名停止の決定を併せて行うものとする。

2 前条第二項本文の規定により共同企業体について指名停止の決定を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員について、当該指名停止の期間の範囲内で、指名停止の決定を行うものとする。ただし、当該指名停止事由について明らかに責めを負わないと認められる当該構成員については、この限りでない。

(指名停止の期間の特例)

第五条 有資格業者等が一の事案により指名停止事由の二以上に該当したときは、当該事由ごと

に規定する期間の短期及び長期それぞれの最も長い期間をもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の二倍の期間とする。
 - (1) 別表各号の指名停止事由に係る指名停止の期間中又は当該期間満了後一年を経過するまでの間に、同表各号の指名停止事由に該当する原因となる行為があったとき（次号に掲げる場合を除く。）。
 - (2) 別表第九号から第十五号までの指名停止事由に係る指名停止の期間中又は当該期間満了後三年を経過するまでの間に、同表第九号から第十五号までの指名停止事由に該当する原因となる行為があったとき。
- 3 有資格業者について、情状酌量すべき特段の事由があるため、別表各号及び前二項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の二分の一の期間（当該期間が一月未満となる場合は一月とする。）まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第一項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の二倍の期間（当該期間が二十四月を超えるときは二十四月とする。）まで延長することができる。
- 5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特段の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるとき（検察官が不起訴処分をしたときを含む。）は、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止等の通知及び公表）

第六条 土木部監理課長は、第三条又は第四条の規定により指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）の決定があったときは、遅滞なく、その旨を各契約担当者に通知するとともに、指名停止が決定された有資格業者に対し指名停止通知書（様式第二号）により通知するものとする。

2 土木部監理課長は、指名停止等の決定があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を閲覧の方法又はインターネットにより、公表するものとする。なお、閲覧の方法による公表は、岡山県土木部監理課に指名停止等閲覧簿（様式第三号）を備えてこれを行う。

- 一 指名停止等が決定された有資格業者の商号、氏名（法人にあっては、代表者名）及び所在地
- 二 指名停止等の理由
- 三 指名停止期間

（指名後入札までに指名停止等を行った場合の措置）

第七条 契約担当者は、県が発注する建設工事等の請負契約に係る指名を現に受けている有資格業者が指名停止等の措置を受けた場合には、当該有資格業者に対し、指名を取り消し、又は入

札辞退の勧告を行うものとする。

(下請等の禁止)

第八条 契約担当者は、指名停止等の決定を受けた有資格業者が指名停止等の期間中、県が発注する建設工事等の全部又は一部の下請けをし、又は受託することを認めないものとする。

2 契約担当者は、指名停止等の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

3 当該有資格業者が、第六条第一項の規定による指名停止の通知を受ける前に県が発注する建設工事等の全部又は一部の下請けをし、又は受託していた場合における当該建設工事等については、前二項の規定は適用しない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第九条 指名委員会は、指名停止事由に該当する有資格業者等について、その内容が軽微なものであると認められるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことにより、指名停止に代えることができる。

附 則

この要領は、平成十三年八月一日から施行する。

附 則（平成一六年告示第百七十七号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第二百七十七号）

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年告示第百九十六号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年告示第三百十八号）

この告示は、平成十九年六月一日から施行する。

附 則（平成二十四年告示第二百十号）

(施行期日)

1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日の前日までに指名停止事由の原因となる行為がなされた場合の指名停止及び指名留保については、なお従前の例による。

附 則（令和三年告示第百十五号）

(施行期日)

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日の前日までに指名停止事由の原因となる行為がなされた場合の指名停止及び指名留保については、なお従前の例による。

別 表

指 名 停 止 事 由	停 止 期 間
<p>1 県が発注する建設工事等の施工又は実施に当たり、安全管理等の措置が不適切であったため</p> <p>ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>イ 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1 月以上 9 月以下</p> <p>1 月以上 6 月以下</p>
<p>2 県内における建設工事等で県が発注するもの以外のものの施工又は実施に当たり、安全管理等の措置が不適切であったため</p> <p>ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたと認められるとき。</p> <p>イ 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、その結果が重大であると認められるとき。</p>	<p>1 月以上 6 月以下</p> <p>1 月以上 3 月以下</p>
<p>3 県が発注する建設工事等の施工又は実施に当たり</p> <p>ア 過失により、工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>イ 請負契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1 月以上 6 月以下</p> <p>1 月以上 3 月以下</p>
<p>4 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）その他の建設工事関係法令に基づき監督官庁から行政処分を受けたとき。</p> <p>ア 建設業法に基づく営業停止処分を受けた場合</p> <p>イ 建設業法に基づく指示処分を受けた場合</p> <p>ウ 建設業法以外の建設工事関係法令に基づき行政処分を受けた場合</p>	<p>6 月以上 12 月以下</p> <p>4 月以上 12 月以下</p> <p>2 月以上 12 月以下</p>
<p>5 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働関係法令に違反したことにより逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。</p>	<p>1 月以上 6 月以下</p>
<p>6 次のア、イ又はウに掲げる者が、本県職員に対する公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>1 8 月以上 2 4 月以下</p> <p>1 8 月以上 2 4 月以下</p> <p>1 6 月以上 2 4 月以下</p>

指 名 停 止 事 由	停 止 期 間
<p>7 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>1 2月以上2 4月以下 9月以上2 4月以下 8月以上2 4月以下</p>
<p>8 次のア、イ又はウに掲げる者が、公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為、詐欺、横領、建設業法違反等反社会的行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（前2号による場合を除く。）</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>3月以上1 2月以下 2月以上9月以下 1月以上6月以下</p>
<p>9 次のア、イ又はウに掲げる者が本県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>1 8月以上2 4月以下 1 8月以上2 4月以下 1 6月以上2 4月以下</p>
<p>10 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>1 2月以上2 4月以下 9月以上2 4月以下 8月以上2 4月以下</p>
<p>11 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>9月以上2 4月以下 3月以上2 4月以下 2月以上2 4月以下</p>
<p>12 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。</p> <p>ア 県が発注する建設工事等の場合 イ その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する建設工事等の場合 ウ その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する建設工事等の場合</p>	<p>1 8月以上2 4月以下 1 2月以上2 4月以下 8月以上2 4月以下</p>

指 名 停 止 事 由	停 止 期 間
13 県が発注する建設工事等の請負契約に関し、代表役等若しくは一般役員等（以下「役員等」という。）又使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 8 月以上 2 4 月以下
14 その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する建設工事等の請負契約に関し、役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2 月以上 2 4 月以下
15 その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する建設工事等の請負契約に関し、役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	8 月以上 2 4 月以下
16 県が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他入札調査資料に虚偽の記載をし、当該契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 月以上 6 月以下
17 前各号に掲げる場合のほか、次のアからオまでに掲げる不正又は不誠実な行為をし、県が発注する建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められる場合 イ 業務に関し、本県職員に対して威力的行為を行った場合 ウ 制止を無視して、執務室へ入室した場合 エ 正当な理由なく、落札決定後契約を辞退した場合 オ その他不正又は不誠実な行為を行った場合	3 月以上 2 4 月以下 1 月以上 1 2 月以下 1 月以上 6 月以下 3 月以上 6 月以下 1 月以上 1 2 月以下

様式第1号（第2条関係）

指名停止事案報告書

商号等	
代表者名	
所在地	
許可業種	
事件発覚 年 月 日	
事案の 概要	
指名停止 該当条項	
報告者の 意見	

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

岡山県入札指名委員会委員長
岡山県土木部長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度 において、貴 が は、公共工事の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてもあってはならないものであり、誠に遺憾であります。
よって、次のとおり指名停止の措置を行ったので通知します。

記

- 1 指名停止の理由
- 2 指名停止の期間

